

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

団塊の世代が75歳を迎える2025年以降は、人口減少が進む一方で、後期高齢者以降の人口は大幅に増加することが想定されています。そのような状況でもすべての高齢者が介護・医療が必要な状態になっても安心して生活できるようにするため、介護や医療、保健・福祉等の専門職による一体的なサービス提供の実現とともに地域の助け合いが加わった地域包括ケアシステムの推進がもたらわれています。一方、子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進み、養育者の子育ての不安や負担感が増大したり、いじめや不登校、虐待、貧困等で困難を抱える子どもたちが地域の中で孤立する状況も少なくありません。障害児者支援においても同様に社会資源の不足等から同様の問題が複雑に絡み合っています。

そのような状況において、日下地域ケアプラザは高齢者、子ども、障害児・者、生活困窮者等の対象を問わず、地域住民のだれもが自分らしい生活を続けられるように「地域の身近な福祉・保健の拠点」として、地域住民の福祉・保健活動やネットワークづくりを支援するとともに、住民主体による支え合いのある地域づくりを支援することとします。さらに、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し、それぞれの専門性を生かして総合的に支援していくとともに、地域の課題を明らかにして、地域住民とともに解決に取り組むために次のような役割を果たしていきます。

- (1) 地域の身近な相談窓口として、日常業務及び地域住民とのつながりを通じて把握したあらゆる相談及び情報を受け止めます。
- (2) 受け止めた相談及び情報に対して、地域ケアプラザの各職種が連携して適切な支援を行い、あるいは適切な専門機関等につなぎ、支援策を考える場に関わります。
- (3) 地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行うとともに、住民主体によるつながりや支え合いのある地域づくりを支援します。
- (4) 地域、区、区社協、関係機関、その他様々な団体及び他の地域ケアプラザと連携し、個別支援や地域支援で捉えた課題と地域の取り組みを区の施策につなぎます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

地域ケアプラザでは、地域包括支援センターを中核機能として各業務における専門職を通じて地域住民と対話したり、地域の関係者(町内会、福祉保健団体、NPO、企業など)と定期的な情報交換の場や会議・イベントなどを通じて顔の見える関係を築きながら協力体制を作っていきます。

把握した課題を地域において解決するためには関係団体等との連携が重要と捉えており、ケアプラザで開催する運営協議会など定期的な会議を通じて情報共有や意見交換を行う場を設けます。これにより各団体との活動状況や課題を共有し、連携協力体制を強化します。また、福祉保健計画地区別計画作成においても、区、区社協及び地域ケアプラザにより構成する地区別支援チームを設置し、地域の特色や魅力、課題を共有し、課題解決に向けての取り組みを住民が主体となって推進していけるように、支援を行います。

ケアプラザには各部門に専門性をもった職種の職員が配置されており、その連携により制度や分野を超えた幅広い支援が行えます。高齢者、子ども、障害者に限らず地域の誰もが孤立せず、生きがいを持って暮らせる共生社会の実現を目指し、内部の連携と関係機関、地域とのつながりを活かした事業展開を推進します。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

- (1) 区社会福祉協議会や区役所とは地区別計画（地域福祉保健計画）の策定、推進において、それぞれ地区の担当者と連携し、事務局として進捗状況を共有します。
- (2) 地域の関係団体においては、定例会などへ参加し情報発信・収集を行いながら関係性を深めるとともに、ケアプラザの機能を生かした役割を担いながら地域力向上へとつなげます。
出前講座・研修依頼への対応や、既存の地域活動の活性化を図るためにシルバー会・高齢者サロンの後方支援、連合町内会の催事、定例会における情報の発信や共有、住民主体の地域活動（笹下川プロジェクト・あいさつ推進運動・地域カフェ）の運営の事務局・後方支援などを担います。
- (3) 子どもや障害分野、医療機関などの専門機関の連絡会や研修会において連携を深める他、共催事業の開催や講演依頼など、日常的に相談、連携できる関係性を構築します。
- (4) ケアプラザ単館で行うより、連携して取り組むことがより地域にとって有益である事業や、単館では開催が困難な事業について、区内・区外ケアプラザと連携して広域的に取り組めます。
(障害児余暇支援事業、地域人材発掘事業セカンドライフ大学校、ケアマネジャー連絡会・移動販売展開・よこはまシニアボランティアポイント登録研修会など)各事業の区内連絡会において情報共有するなど、日頃から相談しやすい環境づくりを行います。

また地区別計画では包括担当圏域で重なる地区もあるため、事務局として連携、協働して計画の推進にあたります。

(4) 合築施設との連携について（該当施設：東永谷地域ケアプラザ、野庭地域ケアプラザ）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<基本理念>

社会福祉法人ル・プリは、平成 29 年度に 3 つの社会福祉法人（くるみ会・試行会・杜の会）が合併してスタートをした法人です。合併し規模を大きくしたということではなく、支えなければならぬ人への支援やそれを取り巻く、重層的に折り重なる社会福祉の課題に対して、横浜市の各地域での実践を通じて、より高い水準で充実させたいと念願しています。そのために、支援を必要とする人との関係性を豊かにしながら、ともにあるという実践を求めています。また、三法人の諸成果と諸課題をふまえたうえで、新しいフェーズでの実践に向かうために、襞(ひだ)のような折り重なりを作り、互いに互いを包み込みながら、自らの組織を作っていきます。

<基本方針>

社会福祉法の改正によって、国は、社会福祉法人のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財政規律の強化、地域での公益的取り組み実施の責務等を期待しています。われわれ社会福祉法人ル・プリはこれを正面から受けとめるとともに、わが国において姿を現している、社会の高齢化、家族関係のたえまない変容、新たな貧困と格差の出現…といった事象を背景に生じている福祉ニーズの高まりにも、理念・組織・支援の技法・具体的な支援の動き、そのすべてにわたって、たえず自己省察を加えながら応えていきます。

社会福祉法人の活動は、利用者支援を考えていくときに従来の枠組みに収まらない取組みを考えねばならないことが、多くなってきています。また、これまでの経験に依った手法では達成が難しい取組みに対し、新たなアプローチを検討していかなければならないことも多くなっていくことが考えられます。この時、法人には常に積極的に踏み出していくことを第一としていく姿勢が求められていくに違いありません。こうした法人の姿勢を具体的に体现していくのは、各事業所の取組みであり、その実践を担う各事業所責任者にあつては、現状分析力、先見力、判断力を自律的に養い、高めていくことを求めています。

さらに、会計監査人制度を導入し、法人の公正かつ適法な経営スタンスの確立と共に、各事業所それぞれにおける適正な業務執行が強く求められることとなります。積極的な事業展開と共にコンプライアンスを常に意識した取組みを重要としていきます。

<業務実績>

社会福祉法人ル・プリは、平成 29 年 4 月、社会福祉法人くるみ会(昭和 41 年 10 月設立)と社会福祉法人試行会(平成 8 年設立)・社会福祉法人杜の会(平成 8 年設立)が合併してできた法人です。

三つの法人は、障害児者支援を中心に高齢者事業・児童関係の事業を横浜市の広範囲にわたり積極的に事業展開してきました。特に杜の会事業部は、栄区・港南区・泉区をエリアとして事業を展開

しそれぞれの事業の特徴をいかし連携して取り組んでいるのが特徴です。

事業内容は

高齢者関係事業所として

地域ケアプラザ（4 館）・訪問介護事業（1 事業所）・小規模多機能型居宅介護（1 事業所）
・通所介護事業（3 事業所）・居宅介護支援事業（4 事業所）、

障害者関係事業として

障害者入所施設（3 施設）・障害者地域活動ホーム（2 施設）・通所型障害福祉サービス事業所（20 事業所）
・障害者グループホーム（57 ホーム）・障害者特定相談支援事業（3 事業所）・その他各種事業
児童関係事業として

児童養護施設（2 施設）・子ども家庭支援センター（1 施設）・福祉型障害児施設（2 施設） ・保育所
（3 施設）・寄り添い型学習等支援事業（1 事業所）など

その他公益的な事業を含め、地域を含めた様々な福祉ニーズに向き合い社会福祉法人として取り組んでまいりました。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

社会福祉法人ル・プリは、高齢・障害・児童と幅広い福祉事業を展開し年間約 7 2 億の収入と約 1200 名を超える職員を雇用しています。多様な事業を展開することで法人の安定した収入及び人材の確保が可能となります

経理委託の会計事務所の他に、平成 30 年度から外部会計監査人制度を導入し会計監査法人奥津公認会計士共同事務所から定期的に経理及び運営内容等について細やかな点検作業を行っていただいています。外部監査導入以降、毎年、決算時には無限定適正意見の評価を頂き、法人の運営・経営に関し高い評価を頂いています。

R5 年度時点における具体的な決算状況（法人全体）は、以下の通りです。

資金収支計算書での決算実績は、事業活動における活動の収入が 7,203,392 千円、支出が 6,640,863 千円、その差額の事業活動収支差額は 562,529 千円の黒字、施設整備等による収支差額は-315,805 千円とその他の活動による収支差額は-87,021 千円の赤字額ではありますが、全体の収支差額の合計である当期資金収支差額は 159,701 千円の黒字となっています。また、前年までの累計の当期末支払資金残高との残高は、1,511,242 千円となり着実にキャッシュフローの安定化につながっています。事業活動収支計算書においても、サービス活動収益が前年度に比べ増加していることは事業も成長していると言えます。また、当期活動増減差額の増額も前年度に比較し 84,919 千円の増額になり安定した経営ができる基盤となっています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

福祉（サービス）の質＝「職員の質」という基本的な人事管理制度の考えの基、職員の確保・配置及び育成は、ケアプラザを運営する上で重要課題として位置づけています。

ケアプラザの各事業が連携することで、地域における個を支える支援がより効果的に行えるものと考え、所長は各事業部門の実情を把握し連携調整を図れる力が必要です。また、各事業においては、地域ケアプラザの指定管理業務及び介護保険事業における人員配置基準を遵守し、適正な職員体制を基本とします。勤務体制において、労働関係法令や就業規則を遵守し、ケアプラザの運営に必要な体制を組むこととし、同時に職員の負担のない勤務体制が組まれるように配慮します。

必要な有資格者・経験者の確保は、現在、社会全体で大変困難な状況に置かれていますが、法人が合併したことによるスケールメリットを活かし、他事業所での経験を積んだ有資格者の確保、職員の配置を行っていきます。また、福祉関係の学校等の実習生を積極的に受け入れることで将来の人材の確保にも繋げていきます。

また、採用する際は、災害時に福祉避難所としての役割も担うことから速やかに参集できる範囲に住む職員をできるだけ採用していきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

(1) 職員間で日常行われるOJTを中心に、各部門の年間研修計画に基づき、各職員の階層に応じた外部研修に積極的に参加し専門性の向上に努めます。研修参加後は報告書を作成し回覧するとともに、会議にて他職員への伝達研修を行い共有します。

(2) 職員一人ひとりが事業計画をもとに目標を立て実践することにより、業務が活性化し働きがいのある職場づくりにつながると考えます。また毎年全職員には意向調査を実施し、個々の能力・適正を鑑み、スキルアップや達成感を得られるような配置転換を行っていきます。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

市民利用施設として安全性の確保と、良好な機能の保持を目的として建物・設備の適切な維持管理に努めます。空調・電気設備から機械警備・エレベーター・自動ドア等、定期的に保守点検を実施する委託契約をそれぞれ専門業者と締結し、点検時には業者から設備状態について状況を聞き取り、常に予防保全を心掛けます。また月に1度の全館定期清掃と日常清掃、施設の周りの植栽の剪定作業や消毒も専門業者に委託し、常に清潔な環境を提供できる体制を整えていきます。

尚、設備面において老朽化が進んでいるため、各機器の耐用年数の調査を行い対象時期に応じて積極的に修繕を実施します。大規模な案件の場合、都度、区との協議を行います。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

事件事故防止の取り組みは、安全や安心を確保し、利用者の満足度の向上をめざす活動として捉え、より質の高いサービスを提供することを目標に施設内外での事件事故の防止に努めます。そのために、必要な組織体制を整備し、施設設備の安全管理を徹底するとともに、利用者に福祉サービスを提供する過程で発生する事件事故、サービス提供者に被害が生じる事件事故や被害は生じなかったものの「ヒヤリ・ハット」する事態の発生を防止、解消する体制を確立し、適切、安全な福祉サービスの提供に資することを目的に、リスクマネジメントに関する取り組みを組織全体で行います。

対応する職員は、事件事故等緊急時の対応マニュアルを踏まえて行動し、必要に応じて職員同士協力しながら事件事故に取り組みます。その際、判断を仰ぐことも含め迅速に上司、区、福祉局、法人本部に報告し対応するものとします。

事件事故の記録は、発生後、経過を記録し、事件事故の分析を多角的に行い、職員全体で改善に取り組み、共有を図るようにします。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

定期的に行われる区内の福祉避難所連絡会に参加し、他事業所との交流や連絡会で行われる研修を通じて常に新しい情報の収集に努めます。また整備してある福祉避難所マニュアルの読み合せの内部研修を行い、職員間で共有し発災時には誰もが対応できるよう取り組みます。

福祉避難所としては、震災を想定して、これまで地域自治会と協力して区や地域防災拠点との情報伝達・搬送訓練や、受け入れをシミュレーションした聞き取り訓練、事務所での本部設置訓練など、定期的に避難所立ち上げに必要な訓練を実施しています。備蓄物資については年に1度棚卸を実施し、保管状態の確認や賞味期限の確認を行います。

職員の参集については横浜市内で震度5強以上が観測された場合、被災状況に応じて正規職員以上が参集し、避難所開設の体制を整えます。他の職員について、発災直後は待機となりますが、本人・家族の安全が確保できたところで参集し避難所運営に加わります。

交通機関途絶を想定した参集訓練は年1回実施し安全を確保した上で速やかに参集できるように訓練を実施します。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

大地震等の自然災害、感染症のまん延に備え突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した事業継続計画（BCP）を作成しています。

また、ケアプラザでは、災害が発生した場合、「福祉避難所」として地域の介護が必要な要援護者を受け入れることも予定しております。そのための方針、体制、手順等を示したマニュアル等ならびに備蓄等の準備もしています。

それらの災害等に対応できるように防災訓練（消火・避難・情報伝達・参集訓練・避難所開設訓練等）・感染症対策訓練等を定期的に実施しています。

水害を想定し、水防法に基づく避難確保計画も作成しています。作成時は、ハザードマップで浸水地域に位置づけられ浸水施設に指定されていたことから計画を作成しましたが、現在は対象からはずれ避難確保計画の設置の義務はありません。しかし、作成した計画は、水害に伴う被害を想定し施設設備への配慮や地域住民の災害時の支援に役立てられることから計画を残し災害に備えていくようにします。訓練としては、土嚢を準備設置し館内への浸水等を防ぐ訓練を実施します。

港南区安全・安心情報メールを活用し他の地域で発生した災害情報も含めて情報収集に努めます。

法人事業本部では災害対策本部及び緊急時の連絡網が整備されており、指示系統が明確になっている他、業務でも使用しているグループウェアの機能を活用し、職員の安否確認がメールで取れる仕組みとなっています。

職場内の管理者のもつ携帯電話は、「災害時対策用」の契約をしており、発災時にもつながりやすく、連絡が取れるようにしてあります。内部だけではなく対外的にも情報収集や連絡が取れるように、携帯用の無線機も用意しています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

アセスメントにより、把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、事業者については利用者本位で選択できるよう、同一サービスでも複数ヶ所を紹介するよう努めています。

利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載したサービス計画の原案を作成しています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

毎年実施する「利用者アンケート」「振り返り」に加え、部門ごとに事業や行事等の終了時にはアンケートを行い、参加者の意向を把握できるよう取り組みます。また来館者との普段からのコミュニケーションを大事にし、何気ない会話の中から潜在的なニーズを拾えるよう努めます。頂いたご意見・ご要望は、職員間で共有出来るよう報告書として記録に残し、環境の改善やサービス体制の見直しに繋がります。

相談・苦情に関しては、法人の苦情解決規定、また事業所の「苦情対応マニュアル」に従い対処します。各部門に「相談・苦情窓口」を設け、受け付けた職員が相手の話を良く伺い、所長に報告し、部門により対処できる内容か、職員（所長・各部門主任・担当職員）で構成する苦情対策委員会あるいは、法人の苦情対策委員会であるか、行政機関への申し立てが必要であるか等を迅速に判断し対応します。また申し立て・対応内容は詳細に記録し、内容に応じて関係機関に報告します。いただいた苦情は、真摯に受け止め今後の対応に生かします。

アンケート・苦情は、当事者に配慮した上で、原則公開することとします。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

(1) 【個人情報保護】

横浜市個人情報の保護に関する条例を遵守するとともに、法人の個人情報保護に対する基本方針に従い全職員に職員会議等で周知し、規則に基づく職員一人ひとりの個人情報保護に対する取組みを徹底します。

入職時には研修を行い、法人に提出する誓約書には「業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報、並びに法人の運営に関する情報を、契約中及び契約終了後第三者に漏らさない」とし、署名捺印し遵守することとしています。

また、毎年、部門ごとに個人情報保護に関する研修を実施します。

その他、マニュアルに従い実行します。

(2) 【情報公開】

福祉サービスを適切・円滑に利用できるように掲示板等を使用し、必要な情報を公開します。また法人全体の事業状況を事業計画・報告・収支決算の状況・広報誌等についてホームページを通じて公開しています。他、開示申出があった場合は、法人の指定管理者情報公開規定に基づき対応します。

(3) 【人権尊重】

定期的に職場内で行う人権・倫理研修をはじめ、外部研修への参加など、横浜市人権施策基本指針を理解し、職員一人ひとりが人権について意識できる風土を築けるよう努めます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ５．３（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1 <横浜市地球温暖化対策実行計画を踏まえた取り組み>

温室効果ガスがもたらす気候変動など、地球規模で対策が必要とされる温暖化対策について横浜市が取り組む「横浜市地球温暖化対策実行計画」を踏まえて連携して取り組みます。具体的には、2050年までの共通目標である脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」に向けて具体的な取り組みを実行します。

<具体的な取り組み>

- (1) 横浜市の「エネルギーカルテシステム」を活用しエネルギー使用量の増減を「見える化」しエネルギーの消費削減に努めます。
- (2) ESCO 事業を活用しLEDなどの高効率照明の導入を図りエネルギー使用量の削減に努めます。
- (3) 「夏・冬のライフスタイルの実践」の取組、照明機器、電気機器等の利用の適正化、冷暖房・空調温度の管理、冷暖房負荷の軽減等といった運用面での省エネルギー対策を実施します。
- (4) 市民への普及啓発に協力します。
- (5) 職員の行動変容を促します。
- (6) プラスチックごみ、食品ロス削減対策の充実による循環型社会の形成に努めます。

2 <ヨコハマ3R夢（スリム）プランを踏まえた取り組み>

- (1) 分別・リサイクルだけでなく、ごみそのものを減らすリデュース（発生 抑制）の取組を積極的に進めることで、ごみ処理に伴う環境負荷の更なる低減を図り、豊かな環境を後世に引き継ぐことを目指します。子供たちが将来に「夢」を持つことのできる社会の実現に取り組んでまいります。
- (2) 職員全員が徹底した分別とごみを出さない努力をします。例えば使用済みコピー用紙は裏面も使用し、コピー機に合わない紙はメモ用紙として使用します。メモが済んだものはシュレッダーし古紙とし、極力「生ごみ」として出さないなど、リサイクルの基本を守るようにします。

3 <横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取り組み>

- (1) 中小企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとします。
- (2) 物品の購入や施設の修繕等を要する際は、横浜市中小企業振興基本条例に基づき業者を選択し契約します。食材などについても地域経済の発展・活性化につながるよう、出来る限り近隣の店舗や業者を優先して発注します。

4 <横浜市男女共同参画推進条例を踏まえた取り組み>

- (1) 事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

- (2) 出産、育児、介護を理由に離職することがないように休業規定が整備され、取得・復帰しやすい体制が整っています。男女関係なく活躍できる働きやすい環境づくりを目指します。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

- (1) 職員全員が、来館者に対して挨拶と明るい笑顔、快い接遇とコミュニケーションを心掛け、話しやすい、相談しやすい、利用しやすいと思われる対応に努め、地域住民の利用促進を図ります。
- (2) 外の掲示板をはじめ、館内には様々な世代に情報提供ができるよう、年代にあった情報誌や事業案内、地域の情報を配架しており、誰でも気軽に立ち寄れる施設という認識を持って頂くための工夫ができています。また、1階の情報コーナーには、子育て世代が気軽に立ち寄れる場として「おひさま文庫」という絵本の貸出コーナーを設置し、親子同士の交流も活発に行われています。
- (3) また、ロビーには地域の方々の作品を展示し(一部は港南公会堂を活用し作品展も実施)、活動を発表する場とすることで、参加団体のモチベーション向上にもつなげています。
- (4) 広報誌「ひなたぼっこ」は必ず毎月発行とし、地域への回覧を依頼して、ケアプラザの自主事業や情報をタイムリーに地域に提供し、多くの住民の参加を呼び掛けています。また、ホームページの充実に加えて新たにブログを開設しており、今後は SNS ツールの活用も進めていくことで、事業への参加者の定着および新規参加者の安定を図ります。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

- (1) 受付窓口は「ケアプラザの顔」であることを認識し、来館者への明るい挨拶、電話対応も含め、常に快い接遇を心がけ誰もが安心して相談できるような環境・対応をすべての職員が実践します。
- (2) 相談として持ち込まれる場合だけでなく、常に来館者と豊かなコミュニケーションをとることで、それぞれの課題を意識して、それに応じた情報提供を行っていきます。
- (3) 特に子育て、障害に関する相談は、窓口や電話でよりも自主事業やサロン、日常の会話から発する事が多いため、そのような声を受け止める力を職員が身につけていきます。
- (4) 寄せられた相談は必要に応じて部門を越えて情報共有し、適切に対応できるようにしていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

指定管理事業に関しては、定期的に5職種と所長で連携会議を行い、開催事業についての検討と報告、それぞれの事業の関わりから収集した地域状況について情報の共有化を図ります。そこで地域課題の確認や支援の方向性などを話し合い、各部門が連携した地域支援が行えるよう取り組みます。また通所介護、居宅介護支援も含めて定期的に主任以上が集まり、ケアプラザ本来の機能を効果的に活かすために連携会議も開催し、個別ケース、地域の動き、地域課題を共有するようにします。また、会議の場だけにとらわれず、日常的に部門を超えてした支援を行うようにします。

さらに、個別ケースや住民の声から課題を抽出し、新たな社会資源が住民主体で生み出せるよう支援します。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域の活動団体、連合町内会、そして地区社協などのネットワークがケアプラザを中心に連携し、住民の意見やニーズをより効果的に収集できる体制を構築していき、各団体が協力し合うことで地域全体の活性化を目指していきます。

- (1) 連合町内会、地区社協主催事業への参画(季節ごとの催し物、防災訓練など)に参加・協力する事で、地域づくりに主体的に関わる地域住民と関係構築を図り、地域ニーズや課題把握に努めていきます。
- (2) 住民主体の連携・協議の場の構築に向けての取り組みを継続して参ります。
- (3) 地域行事に積極的に参加し、活動団体のキーパーソンとの信頼関係を構築できるように努めます。
- (4) 子育て支援の一環として、学童や近隣の保育園・幼稚園と共催事業を行い、定期的な担当者との会議を設けることで地域の子育て事情の情報共有を進めています。また、日下小学校との良好な関係を築き、各学年の生活科や総合学習の授業コーディネートを依頼されるなど、地域の社会資源と児童を結びつける橋渡し役を果たしています。今後は不登校や経済的困窮支援にも連携して取り組み、地域全体で子育て世代を支えるための包括的な支援を進めていきます。
- (5) 笹下川再生プロジェクトやあいさつ推進チーム、日下チェッカーズの事務局を担い、多世代交流の機会や地域の見守り活動を推進していく中で、様々な世代のニーズや課題を共有できています。今後も、事務局を担う事で新たな住民の地域参加を促すきっかけ作りや地域支援等も視野に入れながら共催していきます。
- (6) 高齢者・子ども・障害・困窮支援などの各分野のネットワーク連絡会などに積極的に参加し、情報の共有を図るとともに協働事業を行うなど連携を深めます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区の「港南ひまわりプラン（地域福祉保健計画）」を推進し、人とのつながりを通して、地域の中で見守り、支えあい、誰もが生き生きと暮らしていくことができる地域づくりを区役所、学校、関係機関、地域、事業者と協働して進めます。

具体的には、

- (1) 第5期地域福祉保健計画「港南ひまわりプラン」に基づき、地域の現状をふまえた上で、目標、各種施策に沿う事業計画を作成し実行します。
- (2) 第5期「港南ひまわりプラン」を踏まえ、地域の地区別計画の作成に向けて、区・社協と協働しながら地域の声が計画により反映されやすい場の設定やしきみ作り、働きかけを行っていきます。
- (3) 安全・安心のまちづくりの取り組みでは、「災害に強いまちづくり」の取り組みの推進と「もしも」の見守り・支えあいの取り組みとして災害時要援護者への支援が円滑におこなえるように地域との取り組みを訓練を通してサポートします。
- (4) 見守り・支えあいのまちづくりの推進として、
 - ・講演会や認知症サポーター養成講座を通して、幅広い世代への認知症の正しい理解を進め、見守りの輪を広げます。
 - ・高齢者・障害者の万が一のお守り「ひまわりホルダー」の周知を進めます。
 - ・地域で障害理解を進める取組を推進します。
 - ・「あいさつ」や「声かけ」をきっかけにした、ゆるやかな見守りに協力してもらう見守り協力事業者への呼びかけを連携して進めます。「あいさつ運動」
- (5) 高齢者が自分らしく暮らせるような介護予防と支援の推進として、
 - ・高齢者の健康づくりを進める取り組みをサポートします。
 - ・医療機関マップなどを活用し医療と介護の連携を進めるとともに、エンディングノートにより自らの意思で自身の生き方を選択するため啓発を行います。
- (6) 住み続けたいまちづくりの推進として、
 - ・町並みのクリーンアップ推進として、笹下川クリーンアップ活動の支援や道路や公園など地域の中で美化活動「日下クリーン大作戦」をバックアップします。
- (7) ヨコハマ3R夢プランの推進として、
 - ・フードドライブ、ローリングストックを活用した食品ロスの削減を中心としたごみの減量化・3Rを推進します。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

- (1) 区内のケアプラザの代表が参加する地域福祉保健計画策定・推進会議を受けた区所長会でのプランの検討や定例の地区別支援チーム会議に参加し、区役所・区社会福祉協議会の地区担当者と情報を共有しながら繋がりを深めるとともに、区の方針を理解し、地区別計画や実施事業を関連付けて取り組みます。
- (2) 住民主体の計画策定・推進が円滑に進むよう、支援チーム会議で各機関が把握している地域事情を定期的に共有し、適切なアプローチを取っています。また、地域のキーパーソンとの良好な関係を構築しつつ、コロナ禍や組織体制の変革に伴い、形を変えた多様な住民の意見を集約する場や仕組みの再構築を目指していきます。
- (3) 地域支援チームとして、地域のイベントやケアプラザ祭りなどでひまわりプランの啓発ブースを出展し、認知度の向上に努めてきた結果、地域福祉保健計画を身近に感じる住民が徐々に増えてきています。今後は第5期の計画策定にスムーズに移行するために、ケアプラザ、区、区社協がこれまで築いてきた地域との関係性を活かし、地域支援の方向性や地域福祉保健計画に基づいた事業の進捗状況を精査・アイデアを集約する機会を設けていきます。
- (4) 自主事業の内容は、地域福祉保健計画に沿って企画され、住民や関連機関と連携しながら地域課題の解決に取り組んでいます。また、「多世代交流」をテーマとする活動団体の後方支援を行うことで、様々な世代が参加・参画を促し住民主導の地域づくりの基盤を整えています。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

【事業開催にあたり】

普段、来館者や事業の参加者と接点が多いサブコーディネーターも事業の企画を担当する事で、自主事業を地域の人材発掘や育成の場であるにとらえ、参加者が地域と関わるきっかけ、地域活動をはじめるきっかけの場としての視点を部門全体で持ちながら事業を展開します。

また、必要に応じて5職種が連携し、地域の特性を生かし課題解決に向けた事業を企画することで、幅広い世代が地域活動に参加する流れが生まれています。

1 【高齢者】

- (1) 開所当初から毎月開催している高齢者サロン「ご近所茶話会」は、初めてケアプラザの事業に参加する方の窓口として機能しており、参加者が地域とつながり他の自主事業やサーク

ル活動に参加するきっかけを提供する場としても位置付けられています。

- (2) サークル活動についても、作品展示や発表の場をケアプラザ館内だけでなく、外部施設(港南公会堂)設けることで活動のモチベーション向上にもつなげています。また、自主的な活動を推進しながらも広報活動や活動調整などの後方支援という形で活動が継続できる体制づくりを図ります。

2 【子ども】

- (1) 若い世代の流入が著しい昨今、子育て世代が地域とのつながりを持つきっかけとなるようさまざまな団体や機関、社会資源を活用し事業を実施しています。

ケアプラザでは、1歳児親子学級「ありんこクラブ」を皮切りに、出入り自由なサロンやおはなし会など、多岐にわたる活動を展開しています。また、外部講師を招いて毎回異なるプログラムを実施するイベントも行っており、0歳～未就学児まで幅広い世代に対応した多様なプログラムを提供しています。さらに、日下地区社会福祉協議会と共催で「子育てサロン」を実施し、主任児童委員や民生委員と地域の子育て事情について情報を共有しています。土曜日の開催ということもあり、普段は把握できない子育て世代の状況を把握する貴重な機会となっています。

- (2) 自主活動化への取り組みとしては、連続講座後に「子育てサークル」の発足を促し、活動継続の後方支援を行いながら、機会を見て母親に事業の運営を担ってもらえるよう働き掛け、そのような流れが継続的に構築されています。

3 【障碍】

隔月で開催していた障碍児余暇サロン『ぽかぽか』は、コロナ禍の影響で開催を見送っていましたが、令和6年度から再開。近年、放課後デイサービスの普及により地域とのつながりが希薄になり、災害時に備えた『顔の見える関係性』の構築が必要という見解の元、これまで『港南区外』や『成人』の参加者が多くを占めていましたが、区内の訓練会や保護司会と連携し、参加実績のない世帯にも参加を呼びかけることで、参加者同士の「横のつながり」「地域とのつながり」を強化する場として事業を展開して参ります。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

- (1) 貸館の利用率向上のため、新たに引っ越してきた住民に対してポスティングや来館時に各種事業の案内に力を入れており、近年では新しく建設された大規模戸建て住宅やマンションからの参加者が増えています。現在も建設中の戸建て物件が多数あり、今後も若い世代の流入が見込まれるため、継続して周知活動を行っていきたいと考えています。
- (2) どの世代に置いても部屋利用に留まらず、地域行事やボランティア活動、自主事業への参加を呼び掛けており、参加者間、団体間のつながりを広げます。

- (3) ケアプラザの来館者や利用者がスムーズに地域活動に移行できるよう、地域資源となっている団体のキーパーソンとの関わり合いを大切に、良好な関係構築に努めます。
- (4) 1階ロビーなどに地域の方々の作品を展示するスペースを設置、ケアプラザ祭りやつるし雛にちなんだイベント、外部施設での展示などを活動団体の発表の場として積極的に出展を促しています。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

- (1) 本人の「得意なこと・好きなこと」を面談でヒアリングし、適切なボランティアをご紹介します。また、既存のボランティアメニューに加えて、一人ひとりの特性や強みを活かせる活動を共に考え、新しいボランティアメニューを考案・実施し、他の施設へ紹介したりするなど、多岐にわたるボランティアコーディネートを行っています。」
- (2) 「近年、近隣の中学校だけでなく小学校も福祉教育に積極的に関与するようになり、各学年から授業のコーディネートを依頼されることが増えました。これにより、小学生が地域の社会資源に触れる機会が増え、将来的に地域の担い手として成長していく流れができつつあります。
- (3) 新規人材の発掘の場として、定期的に『よこはまシニアボランティアポイント』の講習会を開催する予定です。また、活動状況を考慮しながら、新たな活動の創出やモチベーション向上を目的とした『貸館団体・ボランティア』の交流会を実施します。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

- (1) 連合町内会や地区民児協の定例会などに出席し、地域情報やニーズ、課題を収集すると共に、ケアプラザからの情報やこちらがとらえた地域のニーズや課題を積極的に提供します。
- (2) ケアプラザの機能および情報発信においては、広報誌や区の広報媒体、ブログ更新などのさまざまなチャンネルを通じて、若年層から高齢層の情報収集手段に合わせた情報提供を行っています。また、郵便局やコンビニエンスストアなどの見守り登録事業所や近隣施設に情報を配信することで、地域住民との関係強化やサービスの認知度向上に努めています。
- (3) 法人のホームページでは常に最新の情報を掲載し、最近ではブログを開設。事業の様子や開催予定などを配信しており、今後はSNS ツールの活用を進めることで、若い世代の来館促進やケアプラザの認知向上に努めて参ります。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- (1) 「地域カフェ活動」に関する協議体を継続的に開催、住民が捉えた地域課題を共有し情報交換を行うことでニーズの把握・分析・情報収集を行います。
- (2) 既存会議や既存活動に参加し運営上の相談やケアプラザと関わっていない住民との関係作りに努め、活動の中から住民の潜在的なニーズや 地域力の高まりを把握します。
- (3) 日頃の業務の中で他職種と情報を共有することで地域にある課題を分析し適切な支援に繋いでいきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO 法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- (1) 高齢者、子ども、障害児者をゆるやかに見守ることを目的とした区推進の見守り協力事業所（日下地域ケアプラザ圏域内 37 事業所が登録）を定期訪問することで地域事情を把握するようにします。
- (2) 企業の地域貢献事業に協力し地域にある活動団体とのネットワークづくりを推進します。
- (3) 地域や包括で捉えた買い物困難の課題を自治会・区・社協・企業と検討を重ね移動販売を展開、虚弱高齢者を支える仕組みづくりが実現できるようにします。
- (4) 地域にある社会資源の活動を可視化しインフォーマル情報として専門職に情報提供します。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

- (1) 継続開催している協議体のなかで、地域課題を共有し住民と専門職が互いの役割を認識することで地域の目指す姿を議論、意見を交わし新たな居場所の創出や活動の内容が充実するように取り組みます。
- (2) 地域で把握できていない困りごとを検討する見守りの協議体を開催、地域の買い物状況や住民の暮らしづらさを参加者同士で把握し、コープ店舗・郵便局・コンビニの取組を紹介することで地域との連携強化を図ります。
- (3) 創出した新たな活動を地域ぐるみで応援する働きかけを目的にサロン交流会の協議体を開催、講師を招き高齢者を取り巻く現況やボランティアのモチベーションを下げない方法を学び、住民が主体的かつ継続的に活動できるよう後方支援します。

- (4) 協議体に準ずる住民主体の活動団体同士の会議を積極的に開催し、住民による自主的な活動につないでいきます。
- (5) 個別の課題ごとに協議体に準ずるゆるやかな話し合いの場を設け、課題の共有、意見交換、議論をし、適時適切な住民の参加を促していきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

高齢者の生活上のニーズは多岐にわたります。例えば、暮らし、健康管理、介護サービス、社会的なつながりなどが挙げられます。これらのニーズを満たすためには、多様な主体(政府、地方自治体、NPO、企業、地域コミュニティなど)が協力して、適切な社会資源を提供することが重要です。

具体的な支援策としては、以下のような取組です。

- (1) 地域包括ケアシステム：地域全体で連携し、高齢者の生活環境を地域の医療機関、介護サービス、福祉保健団体、町内会、自治体などが連携して高齢者の個別のニーズに応じた支援を行います。
 - (2) 社会的なつながりの促進：高齢者が孤立しないように、地域のイベントやボランティア活動に参加する機会を提供し、高齢者が社会とのつながりを持ち続けることができるようにします。
 - (3) 情報提供と相談窓口の設置：高齢者が必要な情報を気軽に得られるように身近にある「福祉保健の拠点」である場に相談窓口を設置し情報提供を行います。
- 以上これらの支援策においては、「身近な福祉保健拠点」であるケアプラザが対応できるようにすることが求められています。様々な主体と連携して支援に結びつけるようにしていきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- (1) 地域包括支援センター設置当初より担当エリアには広報誌を配布する、民児協に参加する、出張相談会を開催するなどの試みを続けており、その成果として包括が相談の場として地域に認識されてきています。また、相談者の中には本人・家族のみならず、地域住民からの相談も増えつつあります。今後もこのような取り組みを引き続き行っていくとともに、「気になる」「困っている」などの地域及び個別の課題を気軽に相談できるよう、積極的に訪問・

出張活動を行っていきます。

- (2) 地域包括支援センター設置当初からの職員が在籍していることで、馴染みの関係が出来ており、要支援者の世代交代に柔軟に対応できています。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- (1) 地域住民が認知症になっても住み慣れた地域で生活出来るように、日下地区キャラバンメイトとともに、認知症サポーター養成講座を地域の子供から大人までを対象に開き、見守りサポーターを増員できるように支援していきます。
- (2) 令和7年度より全地域で実施する「チームオレンジ」については、事業開始にあたり情報誌「オレンジ通信（仮）」の発行に取り組むことで、チームオレンジの理念を地域で暮らす住民や、地域で活動する団体等に理解していただくことを目標とします。地域住民が認知症であっても地域で安心して生活出来る、役割を持つことができる、活動できる場がある、見守りサポートがある地域を目指します。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- (1) 地域住民が住み慣れた地域で、高齢期になっても安心して生活していくための準備として、後見制度や遺言、エンディングノート、特殊詐欺被害についての情報提供及び啓発、制度の普及活動の一環として講座の開催や、地域に出向いてPRなどを行っていきます。
- (2) 高齢者虐待防止・早期発見のための介護者の集いを毎月開催していきます。
- (3) 個別的な虐待や制度に関する相談については、区役所をはじめとする関係各機関と密に連絡を取り合い、迅速に対応するよう努めていきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

(1) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域の高齢者が切れ目なく良質なサービスを受けることができるよう、ケアマネジャーをはじめとする各専門職同士の連携を推進し、支援していきます。具体的には、高齢者の状態や変化に応じて適切な支援が出来るよう、情報交換や資質向上を目的とした講演会や事例検討会、懇談会等を開催し、介護保険事業者、区、社会福祉協議会、医療、仕業等の関

係各機関がつながりを持てるような場の設定を継続して行っていきます。

- (2) 地域の開業医とは居宅介護支援事業所との情報交換を図れる場の設定をし、医療と福祉の連携推進に努めていきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

介護に関する多様な問題が発生しており、ケアマネジャーが困難性を感じているケースを抽出し、個別ケース地域ケア会議をケアマネジメントの質の向上及び、ネットワーク構築を目的として、概ね年4回の開催を目指します。そこから共通する地域課題を包括エリア地域ケア会議で共有し、さらには生活支援体制整備事業で開催する協議体と共有し、地域で必要な社会資源の創出につなげていきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

- (1) 委託業務の選定については、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、サービスの提供にあたっては不当に偏ることがないように公正中立に行っていきます。港南区ケアマネ空き情報やハートページを活用し幅広い情報提供を行い対応するよう努めます。
- (2) 委託先担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに必要時に連絡を取りながら、ケアマネ支援に努めます。
- (3) 担当学会にも積極的に参加し、日ごろから顔の見える関係性を構築していきます。社会資源やサービス B・適切なサービス等の多様な事業者情報を生活支援 C0 や地域交流部門と連携し最新の情報を提供していきます。
- (4) 区役所及び区内包括三職種と連携し、年一回介護予防従事者研修を行うことで質の高いケアマネジメントと委託事業所の育成支援に努めていきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

- (1) 区がかかげる目標や事業方針、内容を確認し効果的な取り組みとなる様に連携・調整・協議しながらすすめていきます。各地域活動「心身機能」「活動」「参加」にバランスよく働きかけ、日常生活の活動性を高め生きがいや自己実現のための取り組みを踏まえ、五職種と連携し健康課題や事業の振りかえり等の情報共有し、圏域別地域診断を行い介護予防普及強化業務の普及啓発を地域に展開します。
- (2) 健康課題や地域課題から取り組む内容を検討し、より多くの地域の方たちに参加して頂けるよう新規参加者の獲得に努め、地域のニーズにあった内容構成に努めます。介護予防普及強化事業で学んだ事を個々が継続し行えるよう、その内容については創意工夫をしながらすすめていきます。
- (3) 地域活動に積極的に出向き、介護予防や健康づくりの情報提供を各関係行政機関、地域の保健、医療、福祉サービス等と綿密な連携を図りつつ後方支援に努めていきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- (1) 地域包括支援センターの地域への周知に努め、センターの役割の理解を求めるとともに、気軽に相談できる場としてのプラザ内での情報の共有を図ります。
- (2) 普段接する機会のない、介護サービス従事者と地域の保健・福祉関係者、ボランティアグループが顔を合わせる機会となる懇談会や研修等の企画・運営を行いつつ、既にある連絡票などの活用を呼び掛けることで、お互いがつながりを持てるように働きかけていきます。
- (3) 区医師会が開催する班会や多職種間連携会議・事例検討会等には積極的に参加し、医師や在宅医療相談室との顔の見える関係をつくり連携・協働の足がかりとします。更に、それらの活動を通じ在宅医療相談室とは地域ケア会議への参加依頼などで連携を深めていきます。加えて、既にあるツール（港南区医療機関情報シート、連絡票など）の活用も促進していきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

利用者が可能な限り住み慣れた地域で、安心してその人らしい、自立した生活を送れるよう、利用者の選択に基づき、適切な保健医療及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的、かつ効率的に提供されるように支援します。また、利用者が生活している地域の理解を進め、インフォーマル情報を収集・提供することで地域とのつながりを持てるように支援します。

さらに、公共施設の事業所として地域に根ざした支援を実践し、地域の皆様から信頼され、必要とされる事業所を目指します。

(1) 連携・協働

普段から介護サービス事業所との連携が取れるように心がけ、入退院時や体調悪化時など医療関係との連携も意識して支援します。対応困難ケースに対して、ケアプラザとしての特性を活かし包括支援センター（指定介護予防支援事業者）との連携した効果的な支援とともに、行政・保健医療・福祉サービス・各関係機関とのチームケアを推進し、利用者を支えるネットワークを構築できるよう努めます。

(2) 職員の資質・専門性の向上

ケアマネジメントに必要な知識及び技術を取得し、一人ひとりが支援者としてより専門性を高められるようスキルの向上を図ります。

(3) 安定した運営と緊急時対応

利用者またはその家族と真摯に向き合い、その結果として安定した運営ができるよう取り組みます。

緊急の依頼に対してできる限り迅速に対応する体制を構築します。利用者の不安が解消されるよう、休日や夜間帯であっても 24 時間連絡がつき相談できる体制を確保します。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（該当施設：東永谷地域ケアプラザ、下永谷地域ケアプラザ、野庭地域ケアプラザ、日下地域ケアプラザ、港南中央地域ケアプラザ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

「寝たきり」「閉じこもり」を作らないを合言葉に、人と人とのふれあいを通じて、地域の高齢者を元気にします。本人の残された能力を最大限に生かし、受身ではなく主体性や自発性を個別に引き出すとともに、常に畏敬の念を持ち生理的根拠に基づいた継続性・連続性のある介護を実践します。

(1) 入浴：

家庭の浴槽と同等の大きさの個別浴槽を導入しており、「もう一度自宅で、もう一度自分で」をテーマに利用者自身の力を最大限発揮して頂く入浴方法を実施します。午後入浴を基本とし、午前中の活動を通して利用者の体調を確認、より安全な状態で入浴をして頂きます。また、羞恥心に配慮し同姓介助を原則とするとともに、職員とご利用者・ご利用者同士の関係性を深める場と

します。

(2) 食事：

管理栄養士によってバランスの考えられた献立とともに、安全な食材と季節感ある自前給食を提供しています。また、ご利用者の体型にあった椅子とテーブルを用意し、看護師による口腔体操も合わせて実施し誤嚥しにくい環境を提供します。職員も同じメニューでテーブルにつき、会食を行うことで関係性を深め安心して食べられるようにします。

(3) 個別機能訓練：

午前中は生活動作の基本となるしっかりとした「座位」を取ることを基本に、身体の可動域を確かめながら、利用者個々の身体状況に合わせた体操を全体の機能訓練として実施します。また、午後の活動では、いくつかのグループに分かれ、編み物、小物作り等の手工芸やグループ体操、音楽活動など様々なプログラムを提供し、脳の活性化、指先の運動、下肢筋力の強化などを目的とした機能訓練を実施します。

(4) 遊びリレーション：

生活行為（食事・排泄・入浴）の自立を目指し、レクリエーションの中にそのための運動要素を随所に取り入れていきます。また夢中になること、自然と笑顔になることで自己免疫力をさらにアップさせていきます。

(5) 送迎：

安全かつ迅速に対応し、丁寧な対応を心がけ、ご家族との関係性も構築するとともに、ご利用者の生活環境の把握に努めます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

毎年度、指定管理料、介護保険事業における収入を基に、それぞれの、各事業部門の収支予算計画、事業計画を作成します。指定管理料の執行においては、配分される費用（人件費・管理費等）を上限にして執行できるように予算管理を行います。介護保険事業においても利用者サービスを充実させるために収支管理に務めます。ケアプラザの管理運営においては、共有の設備の維持管理が必要となりますので適正な按分にもとづき経費の執行を行います。

収支を安定して運営する必要からも全体で経費削減に取り組む必要があります。特に、光熱水費においては、介護保険事業との按分率の関係で、通所介護事業の利用者数が増えれば指定管理料からの負担が減るようになっていきます。利用者の増加は通所介護事業にとっても増収に繋がり双方にとってプラス要因となることから、通所介護事業の運営も経営面において大変重要と考えています。

施設本体や設備の老朽化により修繕費や備品更新に要する費用も増加していくことが見込まれますが、利用者が利便性良く、安全に施設を利用できるよう計画的な修繕と備品の更新を行っていきます。

各部門で実施される事業においては企画書にて予算を立て、終了後には報告書を作成し、その収支の管理を徹底します。

各事業、利用者が実費負担する費用については、適正な料金設定を行いかかる費用も明確にするようにします。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

自主事業の開催にあたっては、参加者から徴収する参加費負担を抑えるべく、実費負担分の根拠となる材料費、講師料等について十分に検討し、参加費収入のトータルが全支出を上回らないよう綿密に計算し実施します。

また備品や消耗品などを購入する場合、複数の販売ルートで比較検討を行い、安全性を踏まえたうえでより安価なものを選んでいきます。

指定管理料提案書
(横浜市日下地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書
(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	14,312,500円	14,312,500円	14,312,500円	14,312,500円	14,312,500円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	625,000円	625,000円	625,000円	625,000円	625,000円
事業費		・各事業における必要経費	☐	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円
事務費		・備品購入費・研修費・通信運搬費・リース代・印刷製本費、各種消耗品・賠償責任保険等	☐	1,822,500円	1,822,500円	1,822,500円	1,822,500円	1,822,500円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	9,112,000円	9,112,000円	9,112,000円	9,112,000円	9,112,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>						
施設使用料相当額				-1,591,000円	-1,591,000円	-1,591,000円	-1,591,000円	-1,591,000円
合計				25,255,000円	25,255,000円	25,255,000円	25,255,000円	25,255,000円
うち団体本部経費								

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	23,462,500円	23,462,500円	23,462,500円	23,462,500円	23,462,500円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	805,500円	805,500円	805,500円	805,500円	805,500円
事業費		・各事業における必要経費	☐	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円
事務費		・備品購入費・研修費・通信運搬費・リース代・印刷製本費、各種消耗品・賠償責任保険等	☐	1,285,000円	1,285,000円	1,285,000円	1,285,000円	1,285,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	2,390,000円	2,390,000円	2,390,000円	2,390,000円	2,390,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-1,600,000円	-1,600,000円	-1,600,000円	-1,600,000円	-1,600,000円
合計				27,299,000円	27,299,000円	27,299,000円	27,299,000円	27,299,000円
うち団体本部経費								

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象外 ・生活支援Co	☐	個人の給与が推測される可能性があるため、 非公表とします。 (人件費のみ非公表としても、合計額から逆算できるため、事業費・事務費も非公表とします)				
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外 ・生活支援Co	☐					
事業費		・各事業における必要経費	☐					
事務費			☐					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>						
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費								

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		・各事業における必要経費	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費								

収支予算書
(横浜市日下地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	25,255,000円	25,255,000円	25,255,000円	25,255,000円	25,255,000円
		地域包括支援 センター運営事業	27,299,000円	27,299,000円	27,299,000円	27,299,000円	27,299,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			58,893,000円	58,893,000円	58,893,000円	58,893,000円	58,893,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	11,730,000円	11,730,000円	11,730,000円	11,730,000円	11,730,000円
		居宅介護支援事業	31,790,000円	31,790,000円	31,790,000円	31,790,000円	31,790,000円
		通所系 サービス事業	106,230,000円	106,230,000円	106,230,000円	106,230,000円	106,230,000円
			149,750,000円	149,750,000円	149,750,000円	149,750,000円	149,750,000円
	その他収入		2,280,000円	2,280,000円	2,280,000円	2,280,000円	2,280,000円
		210,923,000円	210,923,000円	210,923,000円	210,923,000円	210,923,000円	
支出	内訳	人件費	149,080,000円	149,080,000円	149,080,000円	149,080,000円	149,080,000円
		事業費	12,910,000円	12,910,000円	12,910,000円	12,910,000円	12,910,000円
		事務費	9,400,000円	9,400,000円	9,400,000円	9,400,000円	9,400,000円
		管理費	31,445,000円	31,445,000円	31,445,000円	31,445,000円	31,445,000円
		その他	7,135,000円	7,135,000円	7,135,000円	7,135,000円	7,135,000円
			209,970,000円	209,970,000円	209,970,000円	209,970,000円	209,970,000円
	うち団体本部経費						
収支		953,000円	953,000円	953,000円	953,000円	953,000円	

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市日下地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	1.5000人	1.5000人	1.5000人	1.5000人	1.5000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。			
		配置予定人数	2.0000人	2.0000人	2.0000人	2.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	3.5000人	3.5000人	3.5000人	3.5000人	3.5000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数				
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

運営ならびに事業実施において最低限必要な人員を配置しケアプラザの事業目的を達成するため。

団体の概要

(令和 7 年 1 月 1 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん る・ぷり) 社会福祉法人ル・プリ
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒241-0812 横浜市旭区金が谷 550 番地
設立年月日	昭和 41 年 10 月 8 日
沿革	昭和 4 1 年 1 0 月 法人設立 (社会福祉法人くるみ会) 現行法人 昭和 4 2 年 4 月 知的障害児入所施設「くるみ学園」開設 昭和 5 6 年 4 月 知的障害者入所更生施設「やすらぎの園」開設 昭和 5 9 年 1 1 月 知的障害者グループホーム「くるみホーム」開設 平成 3 年 5 月 「第 2 くるみホーム」開設 平成 5 年 5 月 知的障害者通所更生施設「ひかりの園」開設 平成 8 年 1 1 月 法人設立 (社会福祉法人試行会) 平成 29 年 4 月法人合併に伴い解散 平成 8 年 1 2 月 法人設立 (社会福祉法人杜の会) 平成 29 年 4 月法人合併に伴い解散 平成 1 0 年 4 月 「横浜市中野地域ケアプラザ」開設 平成 1 0 年 9 月 知的障害者入所更生施設「青葉メゾン」開設 「奈良地域ケアプラザ」開設 平成 1 0 年 5 月 知的障害者授産施設「S E L P・杜」開設 平成 1 1 年 9 月 知的障害者グループホーム「ファム」開設 平成 1 1 年 7 月 「デイサービスセンター晴」/「高齢者グループホーム晴」開設 平成 11 年 1 2 月 知的障害者グループホーム「グループホーム空・風」開設 平成 1 4 年 5 月 障がい福祉サービス「ワーク中川」開設 平成 1 4 年 9 月 「らいふけあ中野(訪問介護)」開設 平成 1 4 年 4 月 障がい福祉サービス「くるみの木」開設 平成 1 5 年〇月 横浜市二次相談支援事業 受託 平成 1 6 年 4 月 横浜市自立生活アシスタント 受託 平成 1 7 年 4 月 「かさまの杜保育園」開設 平成 1 7 年 1 2 月 「みどり活動ホームあおぞら」開設 平成 1 9 年 4 月 「ビーンズ保育園」開設 平成 2 0 年 1 0 月 「第 3 くるみホーム」「第 4 くるみホーム」開設 平成 2 1 年 4 月 児童養護施設「杜の郷」開設

	平成21年8月 児童養護施設「ポート金が谷」開設 平成21年11月 「第5くるみホーム」「第6くるみホーム」開設 平成22年4月 障がい福祉サービス「くるみの森」開設 平成23年3月 グループホーム「みなと」「みさき」開設 平成23年3月 「あおば地域活動ホームすてっぷ」開設 平成23年3月 「青葉台地域ケアプラザ」開設 平成23年8月 「ふれあい塾」開設 平成23年11月 「杜の郷子ども家庭支援センター」開設 平成24年3月 「第7くるみホーム」「第8くるみホーム」開設 平成25年3月 グループホーム「ひかりホーム」「第2ひかりホーム」開設 平成26年4月 グループホーム「第9くるみホーム」「第10くるみホーム」開設 平成27年4月 知的障害児入所施設「ぼらいと・えき」開設 平成28年3月 青葉区障害者後見的支援室「ほっぷ」開設 平成29年4月 法人合併にともなう名称変更 社会福祉法人ル・プリ 平成30年3月 グループホーム「第11くるみホーム」「第12くるみホーム」開設 平成31年1月 障がい福祉サービス「野のゆり6次舎」開設 令和元年12月 自立援助ホーム「サウウエスト金が谷」開設 令和5年3月 グループホーム「オリーブハウス1」「オリーブハウス2」開設 令和5年3月 グループホーム「谷」「絆」開設 令和5年4月 障がい福祉サービス「ワークステーション・ポパイ」開設
事業内容等	1 障害者関係事業 ・障害者支援施設 ・生活介護 ・就労継続B型事業 ・短期入所事業 ・共同生活援助事業 ・移動介護事業 ・相談支援事業 ・自立生活アシスタント派遣事業 ・ガイドヘルパー養成研修事業 2 高齢者関係事業（指定管理制度：中野地域ケアプラザ・日下地域ケアプラザ 委託事業：奈良地域ケアプラザ・青葉台地域ケアプラザ） ・地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業） ・生活支援体制事業 ・地域包括支援センター ・介護保険事業：通所介護、居宅介護支援 小規模多機能型居宅介護、訪問介護 介護予防支援 3 児童関係事業 ・障害児入所施設・保育所 ・一時預かり事業 ・児童養護施設・児童家庭支援事業 4 その他 公益的な事業（ふれあいショップ事業・横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業等）

財務状況 ※直近3か年 の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	6,779,829,299	7,102,829,006	7,285,143,097
	総支出	6,810,958,293	6,943,432,504	7,125,441,205
	当期収支差額	△31,128,994	159,396,502	159,701,892
	次期繰越収支差額	1,192,143,988	1,351,540,490	1,511,242,382
連絡担当者	個人情報のため、非公表とします。			
特記事項				